

# 2018年 安全報告書



富士急山梨バス株式会社

富士急山梨バスでは、「運輸安全マネジメント」に基づき、全社員が一丸となって、以下のとおり輸送の安全確保に取り組んでいます。

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

### ＜安全方針＞

1. 安全がすべてに優先  
安全がすべてに優先します。お客様の安全が阻害されないよう120%の安全確保に努めます。
2. 法令及び諸規則の順守  
法令及び諸規則の順守はもとより、良識を持って誠実に行動します。
3. 常に安全の維持・向上  
常に安全を維持・向上させるため、必要なチャレンジを惜しみません。
4. 自ら考える組織  
自らで考え、問題意識を持ち、問題を発見し解決し、成長発展することで、安全確保に全員で取り組みます。

富士急山梨バス株式会社  
代表取締役社長 上原 厚

## 2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### (1) 安全目標

#### ■ 2017年度の輸送の安全に関する目標に対する達成状況

①重大責任事故	0件	実績	0件
②車内人身事故	0件	実績	0件
③責任事故	前年比半減（11件）	実績	14件（未達成）
④飲酒運転	0件	実績	0件

#### ■ 2018年度の輸送の安全に関する目標

①重大責任事故	0件
②車内人身事故	0件
③責任事故	前年比半減（前年14件）

### (2) 輸送の安全に関する重点施策（平成30年度）

#### ①安全スローガン

- ・いつも「平常心」、忙しい時こそ感謝の気持ちと一呼吸
- ・不要不急の無線はしない。運転に集中する。

#### ②運行管理者による弛まぬ工夫と強い指導

- ・安全に対する取り組みに、絶え間ない工夫と妥協のない指導。
- ・職場の労務管理の徹底と適切な運行管理の推進

#### ③安全確保のためのハード面の充実（継続的投資）

#### ④乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築

- ・ドライブレコーダーによる情報共有
- ・教育訓練車の活用による運転特性の把握と指導
- ・新人への声かけ励行
- ・緊急時対応訓練の実施

#### ⑤職場の健康管理・労務管理の徹底と環境づくり

- ・乗務員の健康診断の確実な実施と健康状態の把握
- ・産業医による健康相談への積極的参加を推進
- ・脳ドック、SASスクリーニング検査等の受診による健康起因事故の

未然防止

⑥外国人に対する安全対策の強化

外国人の更なる増加に備え、外国語による緊急時の案内・表示の強化

### 3. 2017年度の自動車事故報告規則第2条に規定する事故

平成29年4月1日～平成30年3月31日の間にはありません。

### 4. 輸送の安全のために講じた措置および講じようとする措置

輸送の安全を確保するため、会議や安全運動等を通し、情報共有、情報交換を定期的に行うことにより安全に対する共通の意識を全グループ全および全営業所で統一化しています。

#### (1) 会議

- ①毎月1回、安全統括管理者主催の「安全会議」を開催します。会議メンバーは、社長以下、安全統括管理者、経営管理部門である業務部長、管理部長、営業部長、現業部門として営業所長、統括運行管理者で構成され、当月に発生した事故分析、安全管理体制のチェック、運輸安全マネジメントの進捗状況等の確認をします。
- ②定期的に富士急行本社において富士急グループ全体の「安全会議」が開催され、経営幹部による安全対策に関する情報交換や、各種安全対策について協議を行います。
- ③毎月1回、富士急行本社において各社合同の「統括運行管理者会議」開催され、事故発生状況や原因の分析、重要なヒヤリハット情報等を共有し、事故の未然防止を図っています。
- ④乗務員の班編成を行い、必要に応じ班別に会議を開き、事故原因の分析や、どうすれば回避できたか等について議論し、KYT（危険予知トレーニング）の一環として活用を図っています。
- ⑤産業医出席の「安全衛生委員会」を毎月開催し、運転士の健康管理や職場の安全管理体制等について協議し、日常の指導に活用を図っています。

#### (2) 設備投資等

- ①平成29年度車両の導入 14両（乗合8両、高速2両、貸切4両）

- ②乗合を除く高速・貸切全車両へのIP無線全車両搭載  
※迅速な指示、位地情報把握、運行スピード等のチェック  
高速全48台、貸切全52台
- ③PCS（衝突被害軽減ブレーキ）の新車両への導入  
6台（新車） 合計39台
- ④車両ふらつき警報（合計：33台 高速19台、貸切14台）
- ⑤モバイルアイ（合計：29台 高速25台、貸切4台）
- ⑥バックソナー後付け 7台（貸切） 合計13台

### （3）安全に対する運動等

- ①4月上旬 春の全国交通安全運動
- ②4月下旬～5月上旬 ゴールデンウィークの事故防止運動
- ③7月下旬～8月下旬 夏季輸送、安全・サービス向上運動
- ④9月下旬 秋の全国交通安全運動
- ⑤12月上旬～1月下旬 年末年始輸送安全総点検
- ⑥社長及び安全統括管理者による職場巡視
- ⑦営業所長による早朝点呼立会い

### （4）内部監査

- ①計画  
本社管理部門、営業所・・・年1回実施します。
- ②監査要員  
富士急行（株）交通事業部安全CS担当者2名、および当社担当者1名を内部監査員に選任し、厳正な監査を実施します。  
また、選任者については、定期的監査講習を受講させます。
- ③監査目的
  - ・関係法令や安全管理規程等への適合性のチェック
  - ・安全重点施策に掲げた目標の達成状況のチェック
  - ・安全マネジメントレビューにおいてP・D・C・Aサイクルが有効的に活用、また改善策が講じられているかチェック

## 5. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- (1) 新人乗務員に対しては、運転士に対し年間教育計画に基づき教育を実施しています。新入乗務員については、専属の指導員が付き添い、乗務時

間、乗務キロ及び当人の熟練度を勘案した教育を行います。また、富士急行（株）において富士急グループの新採用バス乗務員を対象に、法令関係、安全教育、運転技術、走行訓練等を行う「新採用乗務員研修」を実施するとともに、定期的なフォロー研修を継続して実施するプログラムにより、新人乗務員の技術向上に努めています。

- (2) 富士急グループのバス事故惹起者を対象に、富士急行（株）において事故原因の分析や技術指導を中心とした「事故惹起乗務員研修」を実施し、事故の再発防止に努めております。
- (3) 自動車安全運転センター（安全運転中央研修所）へ毎年運転士を派遣し、運転技術や安全意識の向上を図っています。
- (4) 運転適性診断やドライブレコーダー、デジタルタコグラフを活用した安全運転教育を実施しているほか、冬山教育など個人や地域の特性に対応した研修を適時実施しています。
- (5) その他、事故防止やCS向上にかかわる様々な教育や施策を随時実施してまいります。
  - ・集合教育の実施（年1回）
  - ・管理部門の安全マネジメント研修
  - ・事故・苦情惹起者教育（都度）
  - ・新入乗務員の冬期研修（チェーン脱着と悪路走行等）
  - ・教育訓練車による運転特性の把握と指導（年1回）
  - ・管理者による街頭・添乗監査指導教育（都度）
  - ・会社幹部による早朝点呼

## **6. 輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置**

平成30年3月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性および有効性に問題となる事項はありません。

## **7. 安全管理規程**

別添「安全管理規程」参照

## **8. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統**

別添「安全管理体制図」「緊急連絡系統図」参照

## 9. 安全統括管理者

執行役員 営業部長兼業務部長 池田登志治

以 上